

令和5・6年度深谷市建設工事請負競争入札参加資格者
格付要領

(令和5年3月20日市長決裁)

第1 趣旨

この要領は、深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年深谷市規則第30号。以下「規則」という。）第8条に基づき、技術上の向上及び品質の確保並びに社会や地域への貢献に対する企業努力を評価し、優良企業の育成に資することを目的に格付を行うに当たって必要な事項を定める。

第2 格付方法

格付は、第3に定める資格審査数値を基に第6に定める格付基準に従って業種ごとに行う。

第3 資格審査数値

資格審査数値は、第4に定める客観的事項の審査数値及び第5に定める深谷市による評価点数値を合計した数値とする。

第4 客観的事項の審査数値

客観的事項の審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「官公需適格組合」という。）につ

いては、次のとおり取り扱う。

1 官公需適格組合

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

第5 市による評価点数值

市による評価点数值は、次に定める項目の数値の合計値とし、資格者名簿に登載のある者に対して配点する。

1 優秀建設工事表彰評価点

(1) 優秀建設工事表彰評価点は、令和3年度（第7回）及び令和4年度（第8回）に深谷市優秀建設工事表彰規程に基づき表彰された部門に該当する全ての申請業種に対して、100点を配点する。

(2) 協同組合等に係る優秀建設工事表彰評価点は、当該協同組合等としての受賞を評価対象とする。

(3) 特定建設共同企業体に係る優秀建設工事表彰は、当該特定建設共同企業体を構成する者に対してそれぞれ評価対象とする。

2 防災協定評価点

資格審査申請日末日現在において、深谷市建設業災害対策協力会に加入し、防災協定を締結している者は、50点を全

ての申請業種に配点する。

第6 格付基準

1 土木一式工事

土木一式工事に係る格付は、次表の基準に従って行う。

格付	基 準
特A級	資格審査数値が900点以上である者
A級	資格審査数値が800点以上900点未満である者
B級	資格審査数値が650点以上800点未満である者
C級	資格審査数値が650点未満である者

2 建築一式工事

建築一式工事に係る格付は、次表の基準に従って行う。

格付	基 準
A級	資格審査数値が750点以上である者
B級	資格審査数値が750点未満である者

3 電気工事

電気工事に係る格付は、次表の基準に従って行う。

格付	基 準
A級	資格審査数値が830点以上である者
B級	資格審査数値が830点未満である者

4 管工事

管工事に係る格付は、次表の基準に従って行う。

格付	基 準
A級	資格審査数値が700点以上である者
B級	資格審査数値が700点未満である者

5 舗装工事

舗装工事に係る格付は、次表の基準に従って行う。

格付	基 準
A 級	資格審査数値が 7 0 0 点以上である者
B 級	資格審査数値が 7 0 0 点未満である者

6 その他の業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事以外の業種）

その他の工事に係る格付は、次表の基準に従って行う。

格付	基 準
A 級	資格審査数値が 7 0 0 点以上である者
B 級	資格審査数値が 7 0 0 点未満である者

第 7 格付の変更

規則第 1 1 条に定める参加資格の有効期限内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、規則第 1 3 条に定める参加資格の再審査を受けた者は、この限りではない。